

8 条例の整備

中核市移行に伴う新たな事務を実施するにあたり、基準や手続等の必要な事項を定めるため、条例の整備が必要です。

新規制定及び一部改正を予定している主な条例は、以下のとおりです。

(1) 新規制定する条例

【福祉分野】 保育所や特別養護老人ホーム等の福祉施設や、障害福祉・介護サービス事業者の認可を行うため、設備や運営に関する基準などを定めます。

条例名（仮称）	概要	根拠法令
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設、保育所の設備及び運営に関する基準を定めるもの	児童福祉法
民生委員の定数を定める条例	民生委員の定数を定めるもの	民生委員法
保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	救護施設（生活保護が必要で身体的な障害などのため日常生活が難しい方の入所施設）や授産施設（就労の機会を提供し自立を支援する施設）などの設備及び運営に関する基準を定めるもの	生活保護法
養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例	養護老人ホーム（65歳以上で生活環境や経済的理由により在宅生活が困難な方の入所施設）や特別養護老人ホーム（常時介護が必要で在宅生活が困難な方の入所施設）などの設備及び運営に関する基準を定めるもの	社会福祉法・老人福祉法
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定障害福祉サービス事業（居宅介護、生活介護、短期入所、自立訓練等）や指定障害者支援施設（施設入所の障害者に対し、日常生活上の支援や自立訓練等を行う施設）などの人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの	障害者総合支援法
指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定居宅サービス事業（訪問介護、短期入所等）や介護老人保健施設（在宅復帰を前提としたリハビリを必要とする要介護者の入所施設）などの人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの	介護保険法

【保健衛生分野】 飲食業や旅館業等、衛生の確保が必要な営業の許可を行うため、施設の構造設備の基準や衛生上の措置などについて定めます。

条例名（仮称）	概要	根拠法令
食品衛生条例	飲食店等営業施設の営業者が講ずべき公衆衛生の基準、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置基準等を定めるもの	食品衛生法
興行場法施行条例	映画館、劇場、スポーツ施設等の興行場の設置場所、構造設備の基準、衛生上の措置等について定めるもの	興行場法
旅館業法施行条例	旅館、ホテル等の営業者が講ずべき衛生上の措置、施設の構造設備の基準等を定めるもの	旅館業法
公衆浴場法施行条例	公衆浴場の設置場所の配置基準、衛生上の措置等を定めるもの	公衆浴場法
保健所の設置及び管理に関する条例	保健所の設置及び管理について定めるもの	地域保健法
理容師法施行条例	理容業及び理容所の衛生上の措置等について定めるもの	理容師法
クリーニング業法施行条例	クリーニング所の営業者が講ずべき衛生上の措置について定めるもの	クリーニング業法
医療法施行条例	専属の薬剤師を置かなければならない診療所について定めるもの	医療法
美容師法施行条例	美容業及び美容所の衛生上の措置等について定めるもの	美容師法
動物の愛護及び管理に関する条例	犬猫の保護、飼い主の責務等について定めるもの	動物愛護管理法

【その他の分野】 屋外広告物の許可基準や包括外部監査の実施のため、必要な事項などを定めます。

条例名（仮称）	概要	根拠法令
屋外広告物条例	屋外広告物の設置許可に関して必要な事項を定めるもの	屋外広告物法
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保連携型認定こども園（就学前の幼児教育・保育の提供や地域における子育ての支援を行う施設）に関する基準を定めるもの	認定こども園法
外部監査契約に基づく監査に関する条例	外部監査契約に基づく監査に関して必要な事項を定めるもの	地方自治法

(2) 一部改正する条例

移譲される事務に伴い、既存の条例について必要な改正を行います。

条例名	概要	根拠法令
特別会計設置条例	母子父子寡婦福祉資金の貸付の特別会計を新たに設置するもの	母子父子寡婦福祉法
手数料条例	中核市の移行に伴い、新たに行う事務の手数料について定めるもの	地方自治法
廃棄物の処理及び清掃に関する条例	産業廃棄物の処理及び許可等について必要な事項を定めるもの	廃棄物処理法

上記の条例のほかにも、事務分掌、人事・給与等に関する条例の改正や規則・要綱などの整備を検討しています。なお、条例制定及び改正の議案は、令和2年12月議会において提出する予定です。

条例について

「条例」は、地方公共団体（都道府県や市町村など）の議会の議決によって制定される自治立法です。その区域内に限定されますが、国の法令（法律や政令・省令）と同様、法的な効力を有します。住民に義務を課し、又は権利を制限する場合や、法令に条例で定める旨の規定がある事項については、条例を制定する必要があります。

条例と同様、法的効力があるものとしては、法令や条例の実施のための細目等について地方公共団体の長などの執行機関が定める「規則」があります。

また、法的効力はありませんが、法令に基づく制度の細かな運用方法や行政指導の指針など、行政内部の一般的な準則を定めた「要綱」などがあります。